

資料 1

企業等の東京一極集中に関する懇談会設置要綱

（名称）

第 1 条 本懇談会は、「企業等の東京一極集中に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 国土形成計画等において、東京圏への過度な集中の是正に向けた取組が進められている一方で、企業等の動向が大きく変化するような状況にはなっていない。本懇談会は、企業活動や働き方を含む多角的な観点から諸外国の都市圏と比較しつつ、企業等の「東京一極集中」の要因等について議論を行う。

（構成）

第 3 条 懇談会には座長を置く。

- 2 座長は、議事その他の会務を統括する。
- 3 懇談会の委員は、別途定めるものとする。

（会議）

第 4 条 懇談会は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、懇談会の委員以外の者に対し、懇談会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事の公開）

第 5 条 懇談会で使用した資料については、原則として、公開する。ただし、次の場合は除く。また、懇談会については、議事要旨を作成し公開する。

- （1）懇談会を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
- （2）その他非公開とすることが必要と認められる場合

（庶務）

第 6 条 懇談会の庶務は、内閣官房国土強靱化推進室及びまち・ひと・しごと創生本部事務局の協力を得て、国土交通省国土政策局が処理する。

（雑則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

この要綱は令和元年 11 月 18 日から施行する。